

「内務省委託本」調査レポート

第4号：寶來正芳『探偵常識』

2012年9月(報告/村山龍)

発行:千代田区立千代田図書館

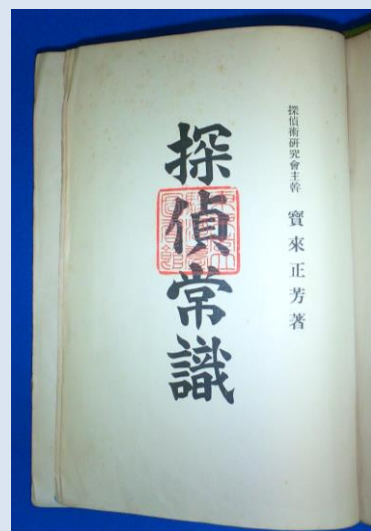
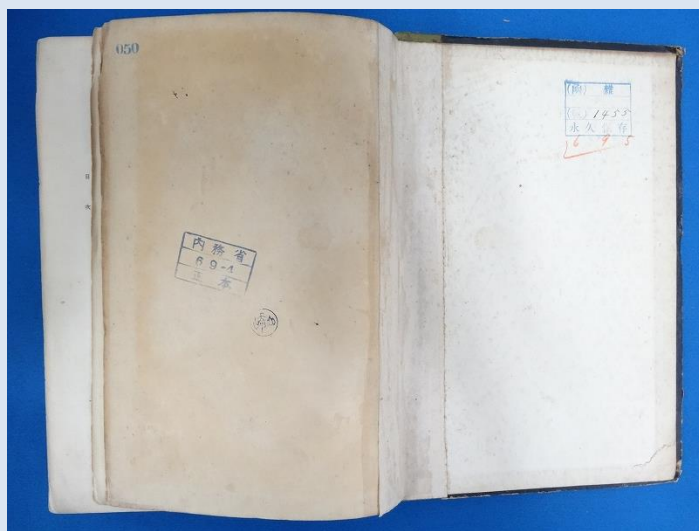
戦前期の日本では、中央官庁の一つであった内務省が出版物の検閲を行っており、全国で出版されたさまざまな本が内務省に納本されていました。1937(昭和12)年頃以降、内務省で検閲業務に用いられた原本の一部が、千代田図書館の前身である駿河台図書館をはじめとする市立図書館4館に委託されることになりました。当館では、これらの資料を「内務省委託本」と呼び、現在約2,300冊が確認されています。

当館の所蔵する「内務省委託本」は、実際に検閲に使用されたもので、内務省の係官が内容をチェックするために引いた赤線・青線、出版の可否についてのコメントなどが残されています。発禁本は含まれていませんが、当時どのように検閲が行われていたのかを知ることができるという点で、出版史上貴重な資料です。当レポートでは、「内務省委託本」の調査研究により明らかとなった新事実について、様々な切り口からご報告いたします。

『探偵常識』という書物

今回取り上げる「内務省委託本」は、『探偵常識』(良栄堂)という寶來正芳(ほうらい・まさよし)なる人物によって昭和6年9月に書かれた書物である。千代田図書館蔵『探偵常識』は背表紙が取れかかってはいるものの表紙自体は黒テープで補強されていて、見返しや奥付の欠落はない。見返しには検閲正本であったことを示す印と青インクで押された「山崎」(山崎三也)という検閲官の印が残されている。また本文169頁から178頁(銃火器に関する項目)が破り取られているが、これは検閲副本である国立国会図書館蔵本には残っているため、一般利用に供されていた間に破り取られたものと考えられる。

本号ではこの「内務省委託本」『探偵常識』に残された検閲の痕跡を紹介していく。



「探偵常識」(左)背表紙、(中)見返し、(右)標題紙
寶來正芳著(良栄堂、1931年9月)

千代田図書館所蔵「内務省委託本」

著者・寶來正芳と検閲官・山崎三也

寶來正芳なる人物はどのような人物であったのか。本書標題紙の著者名の上に「探偵術研究会主幹」という肩書きが付されているが、同研究会については詳らかでない。寶來は本書の他に、国立国会図書館の所蔵から確認できるだけで以下の 8 冊の書籍を著している。

- ・『警察写真術』(憲兵練習所学友会、昭和 4 年)
- ・『スパイ戦術と軍機保護警察秘録』(良栄堂、昭和 11 年)
- ・『支那名物便衣隊の正体を衝く』(良栄堂、昭和 12 年)
- ・『文武官退職後の指針』(良栄堂、昭和 12 年)
- ・『スパイ戦術秘録』(良栄堂、昭和 12 年)
- ・『犯罪捜査と第六感の研究』(研文書院、昭和 13 年)
- ・『日本憲兵昭和史』上巻(川流堂小林又七本店、昭和 14 年)
- ・『犯罪捜査技術論』(創造社、昭和 15 年)

また、雑誌などへの寄稿は 2 件確認できる。

- ・「支那名物便衣隊」(『憲友』31(11)軍警会、昭和 12 年 11 月)
- ・「便衣隊の正体を衝く」(『支那事変に関する文献書目並解説 第 1 輯～第 4 輯』大阪朝日新聞社調査部、昭和 13 年)

これらの著作物を見ていくと、『警察写真術』、『スパイ戦術と軍機保護警察秘録』、『文武官退職後の指針』、『スパイ戦術秘録』の 4 冊に「陸軍憲兵中尉」という肩書きが記されている。つまり著者・寶來正芳が技術として会得していた「探偵術」とは、実際の経験から得られたものであると考えられる。この「陸軍憲兵中尉」という肩書きに注目して調査を進めたところ、寶來正芳という名前は本名であること。大正 3 年 6 月 30 日の「東京朝日新聞」朝刊によると、憲兵練習所を優秀な成績で修業し、恩賜の銀時計を受けとっていたこと。さらに「陸軍技師太田建次郎外百五十五名叙位ノ件」(アジア歴史資料センター;レファレンスコード: A11113845300)を参照すると、昭和 3 年 7 月 10 日付けで正八位勲六等から従七位に上がっていたこと(旧日本陸軍では少尉に対して正八位、中尉に対して従七位が叙勲される)が分かる。

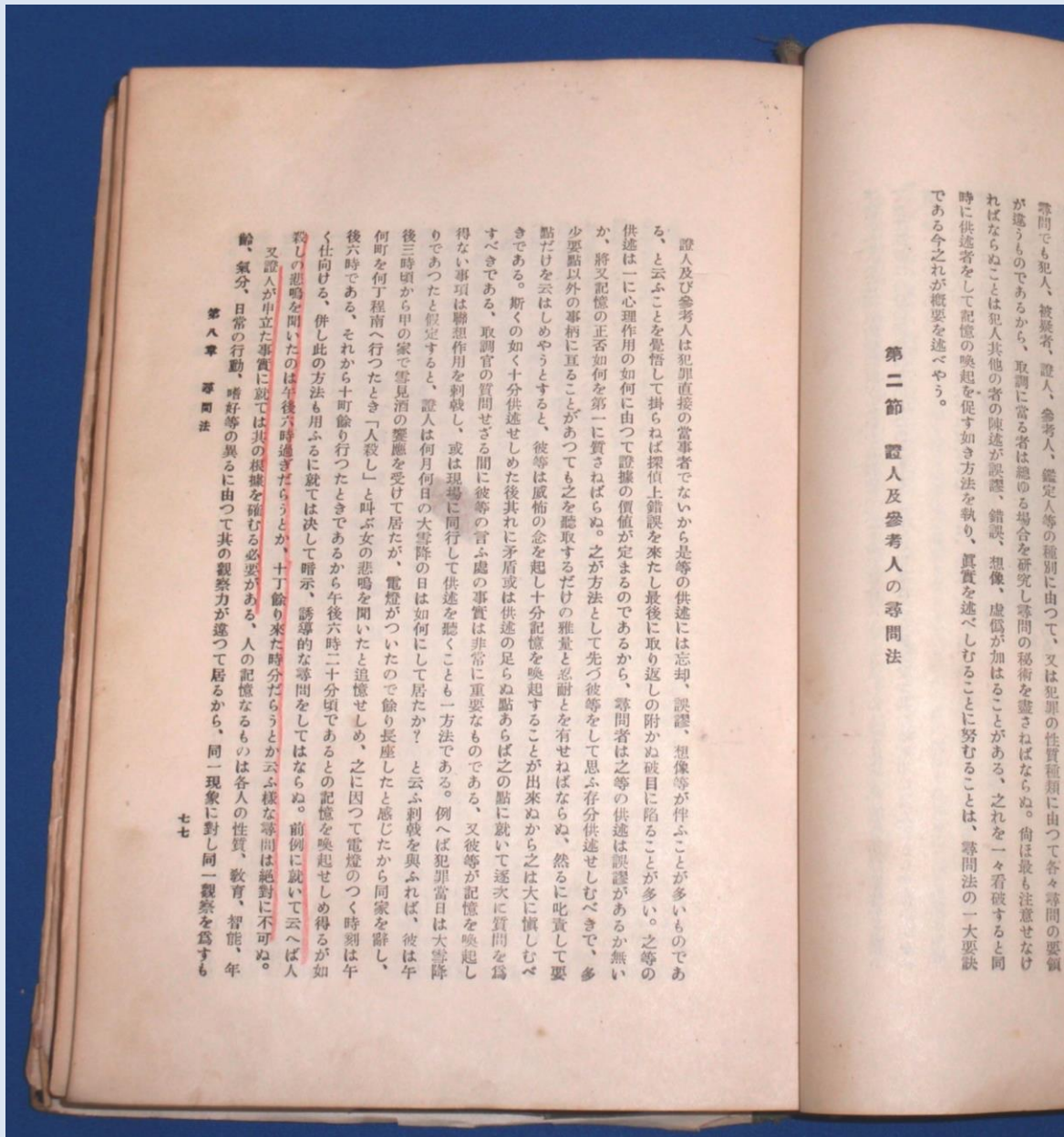
ここまでを見ると寶來正芳は優秀な憲兵だったと言えるが、昭和 9 年 12 月 20 日付「後備役憲兵将校召集解除の件」(アジア歴史資料センター;レファレンスコード: C01003039900)には「左記昭和七年五月二十三日以来招集中ノ者ナルカ最近能力減退シ家庭ノ事情モ亦複雑ニシテ其成績挙ラス現職ニ堪ヘサル者ト思料スルニ付召集解除相成度上申ス」とあり、複雑な事情でリタイアしたことが分かる。

その後の消息は不詳だが、『犯罪捜査技術論』の「緒言」に「於満洲国新京之寓居」とあることから、リタイア後は満州に渡ったと考えられる。

このような経歴を見るだけでも興味をそそられる寶來が書いた『探偵常識』だが、検閲の痕跡たる赤傍線を見ていくと、検閲官・山崎三也が注目している箇所がまた面白い。山崎については、「警保局勤務内勤者表」(アジア歴史資料センター;レファレンスコード: A05020289600)によると「任官前ノ官職」が「衛生試験所書記」(大正 14 年 9 月 30 日まで)とあり、内務省警保局図書課の属官になったのは昭和 3 年 7 月 28 日だったことが分かる。衛生試験所から図書課着任までの約 3 年間に彼がなにをしていたのかは不明である。

本書に残る赤傍線

以上のことをふまえて、具体的に山崎が検閲官として『探偵常識』の本文に赤傍線を引いた箇所について、幾つかの例を挙げていこう。まずは犯罪に関わる際の一般的な心得について説いている部分への赤傍線である。



「探偵常識」pp.76-77

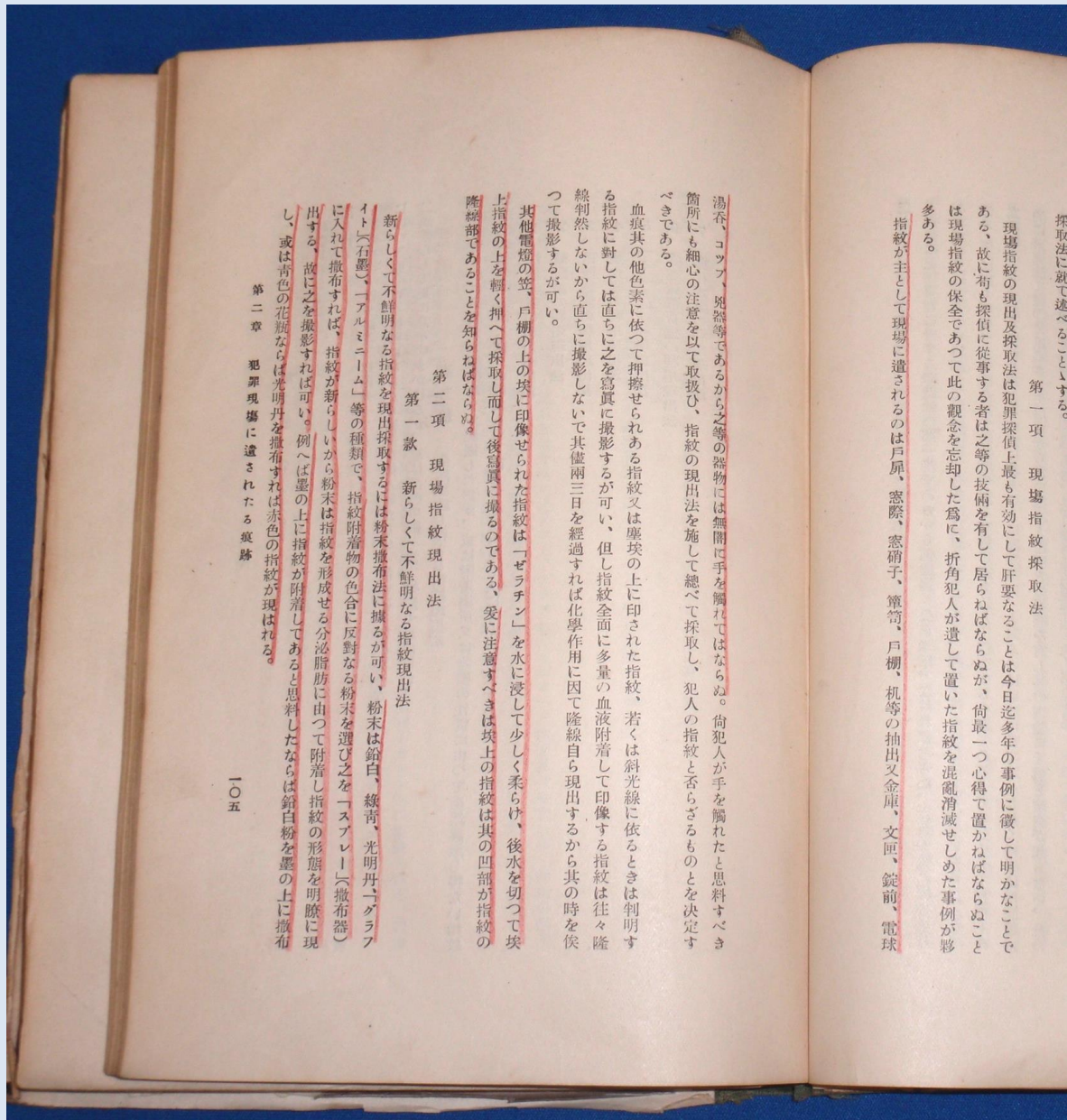
寶來正芳著(良栄堂、1931年9月)

千代田図書館所蔵「内務省委託本」

前例に就いて云へば人殺しの悲鳴を聞いたのは午後六時過ぎだらうとか、十丁余り来た時分だらうとか云ふ様な尋問は絶対に不可ぬ。

又証人が申立た事實に就ては其の根拠を確かむる必要がある、人の記憶なるものは各人の性質、教育、智能、年齢、気分、日常の行動、嗜好等の異なるに由つて其の観察力が違つて居るから、同一現象に対し同一観察を為すものではない。

(77・78頁)



「探偵常識」pp.104-105

寶來正芳著(良栄堂、1931年9月)

千代田図書館所蔵「内務省委託本」

現場指紋の現出及採取法は犯罪探偵上最も有効にして肝要なることは今日迄多年の事例に徴して明かなことである、

(略)

指紋が主として現場に遺されるのは戸扉、窓際、窓硝子、筆筒、戸棚、机等の抽出又金庫、文匣、錠前、電球、湯呑、コップ、凶器等であるから之等の器物には無闇に手を触れてはならぬ。

(104・105 頁)

例へば靴痕を發見せば靴全體の形狀、種別、大小、爪先の作り、踵及底に於ける金釘の入り方、縫合、マーク、紋様等を検査せば犯人の身長、職業、習癖、性別、使用程度等を推斷することが出来る、詳細は第三章第二節第二十七項乃至第三十項を参照せられたい。

第五項 歩幅

足跡を發見したならば先づ足痕の検査を行はねばならぬことは前述の通りであるが、其次には歩幅、歩行線、歩行角度等に就て調査せなければならぬ。

日本人の普通歩幅は俗に三足一間と云はれて居る如く普通人の歩幅は一步は六十糎から七十五糎位である。歐米人は七十六糎から八十七糎で大部分の者は七十八糎位である。又日本人の蹠歩の歩幅は八十五糎から九十五糎位である、併し歩幅は年齢、職業、男女の別に由つて一樣でない。例へば職業上注意して歩く獵師や行商人の歩幅は比較的狭く、軍人、郵便脚夫、牛乳、新聞配達人等は比較的活潑で大幅に歩むものである、又女子は男子より

り老人は壯年者より歩幅が狭い。

歩幅の不均なるものは病的か、酔倒者か、或は白痴者の足跡で狭い方は跛足痕である、又歩幅の著しく亂れて居るものは重病者、半身不隨者、神經中樞に缺陷ある者が多い。

第六項 歩行線

歩行線とは歩行に際して兩足の中間に兩足の踵が觸れる度合を檢する爲に描いた假想線を謂ふのである。

人は各自歩幅が異なるばかりでなく歩行線も異つてある、普通の者は踵が歩行線に對し一致するものであるが老衰者、肥滿者、船頭、負傷者、重荷を擔ふ者、妊婦、病人等身體の缺陷に基くか、或は日常生活、職業上よりの習慣から踵が歩行線上から著しく離れ或は亂れるものである、之を反對に爪先が歩行線に向つて居るのは婦人か小兒に多く、殊に藝妓等の様子振る者は特に甚しい。

歩行線に對し一致せる歩み方を爲す者が、或る地點から急に歩行線が亂れて居るのは其の箇所から重荷を擔ふたか、或は身體運動を急變した證據である、次に普通の者は右の踵より歩行線との間隔は左より一糎長いものである。

第七項 歩行角

歩行角とは前足の歩行線と後足の歩行線との間に於ける角を謂ふのである。

「探偵常識」pp.118-119

寶來正芳著(良栄堂、1931年9月)

千代田図書館所蔵「内務省委託本」

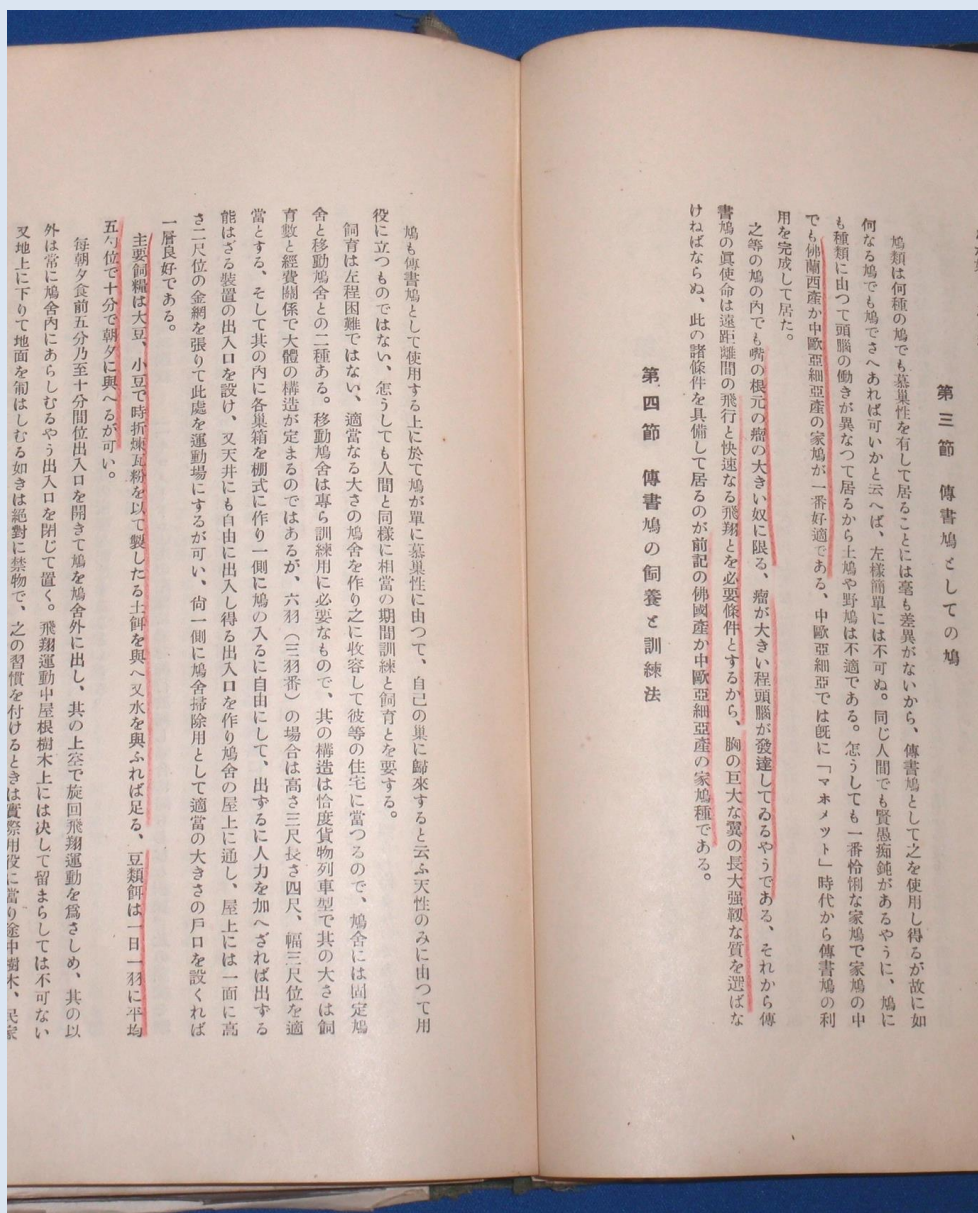
足跡を發見したならば先づ足痕の検査を行はねばならぬことは前述の通りであるが、其次には歩幅、歩行線、歩行角度等に就いて調査せなければならぬ。

日本人の普通歩幅は俗に三足一間と云はれて居る如く普通人の歩幅は一步は六十糎から七十五糎位である。歐米人は七十六糎から八十七糎で大部分の者は七十八糎位である。(註:糎はセンチメートル)

今挙げた三カ所の赤傍線の内容に触れると、いずれも犯行現場に残された「遺留品」を犯人特定のために如何に利用するかが説かれており、竇來の奨励している科学的捜査が「捜査上犯罪事実を基調として、之れに対する証憑の収集や観察に就き、その部分部分に各部門の科学的知識を応用して推理判断し、更に之を系統的に総合組織して犯罪の中心軸に結びつける方法」であること(『探偵常識』19頁)が改めて確認できる。こうした科学的捜査こそが「探偵術」の基本であろう。

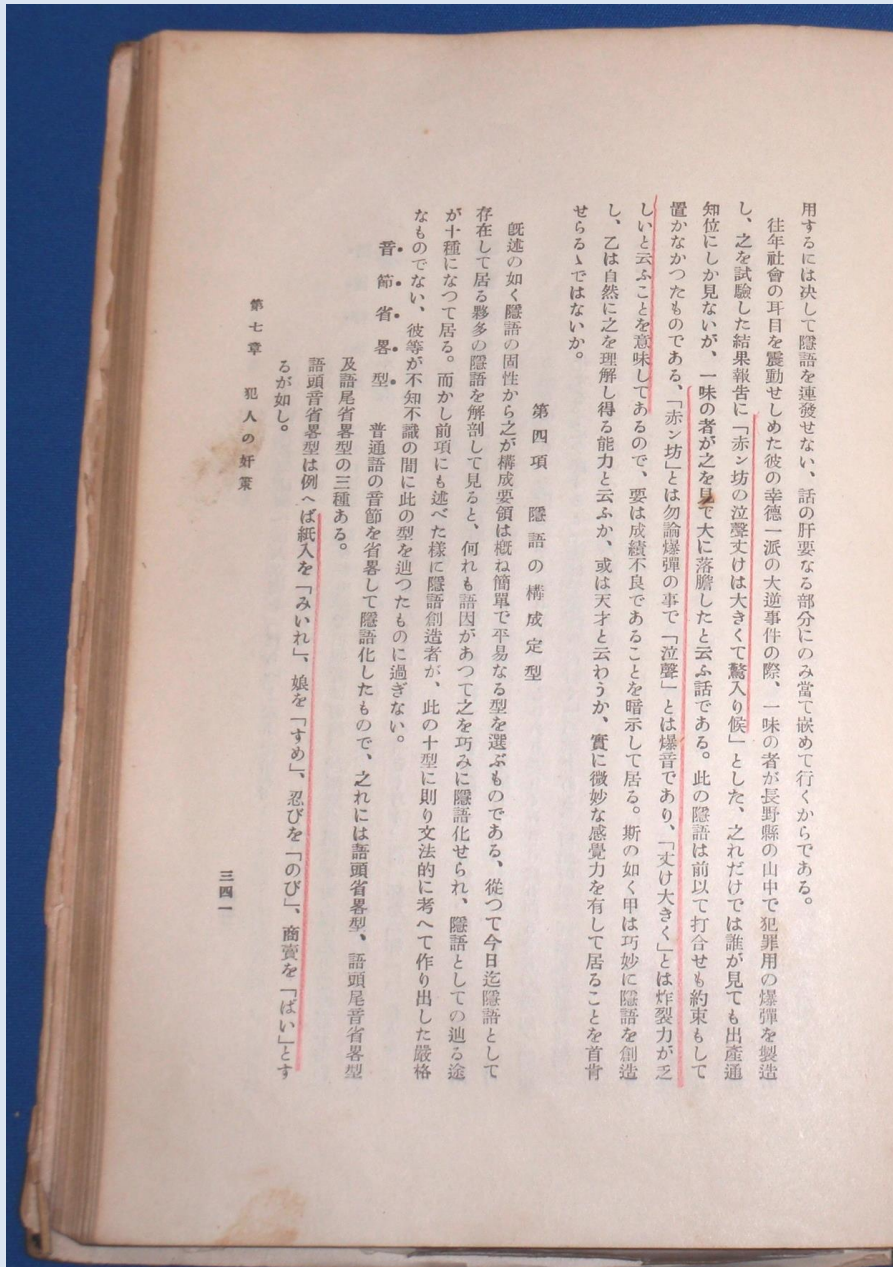
しかしその一方で、この本の中で検閲官の注意を引いたと思われる箇所は、これら一般的な犯罪捜査の手法にまつわる部分だけではない。伝書鳩の飼育について(90・91頁)と暗号、特に偽名や隠語について解説している部分(335～362頁)にも多くの赤傍線が見られる。続けてその点を詳述していこう。

伝書鳩については、「仏蘭西産か中欧亜細亜産の家鳩が一番好適」で「嘴の根元の瘤の大きい奴に限る、瘤が大きい程頭脳が発達してゐるやうである」という鳩の種類に関する文や「主要飼料は大豆、小豆で時折煉瓦粉を以て製したる土餌を与え又水を与ふれば足る、豆類餌は一日一羽に平均五勺位で十分で朝夕に与えるが可い」という飼い方に関するものに山崎は赤傍線を引いている。



「探偵常識」pp.90-91
竇來正芳著
(良栄堂、1931年9月)
千代田図書館所蔵
「内務省委託本」

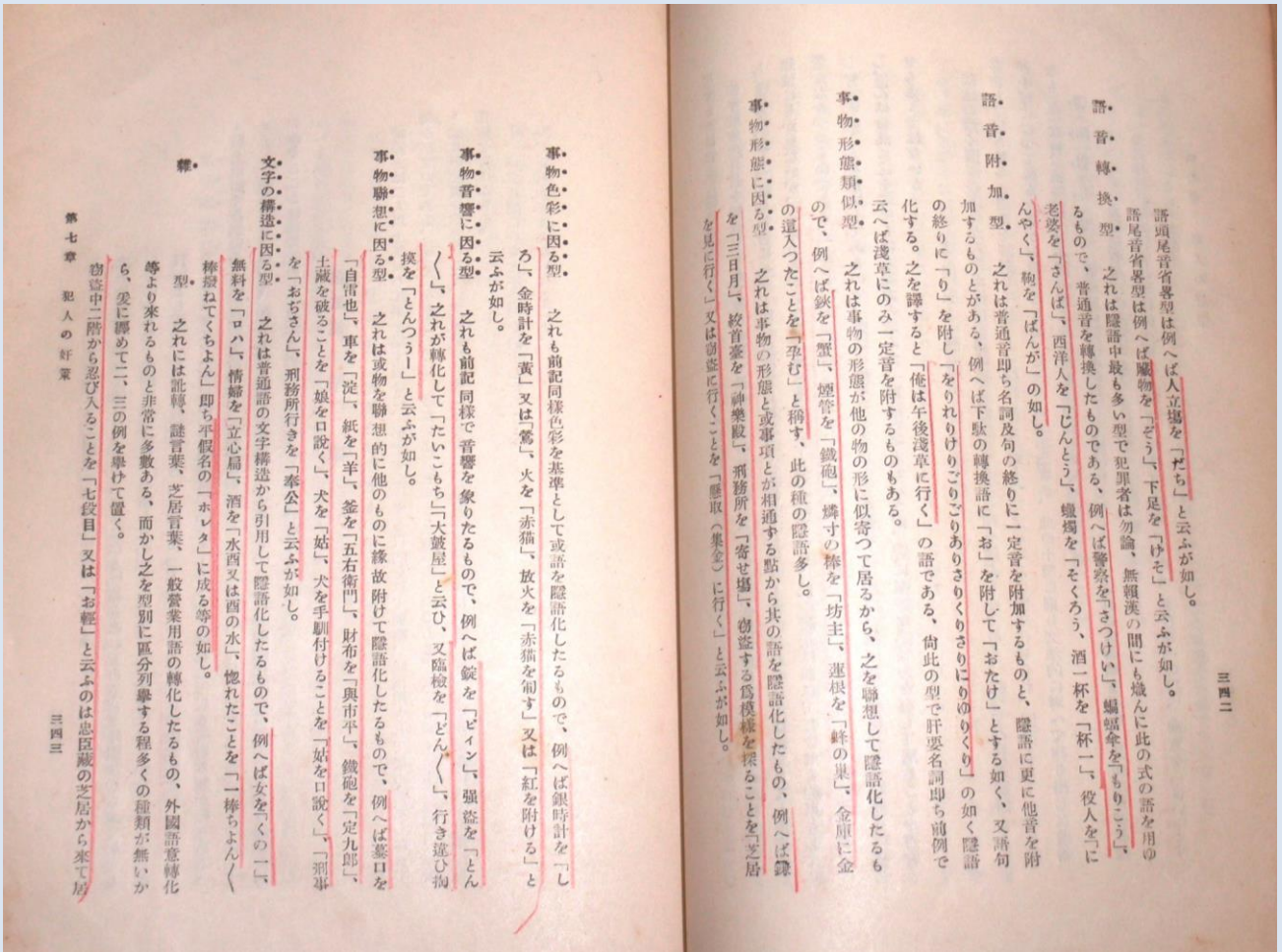
暗号や偽名、隠語については、明治 43 年に幸徳秋水らが明治天皇爆殺を企んだとして検挙された「大逆事件」を引き合いに出して記した部分に赤傍線が引かれている。



「探偵常識」p.341
 寶來正芳著(良栄堂、1931年9月)
 千代田図書館所蔵「内務省委託本」

幸徳一派の大逆事件の際、一味の者が長野県の山中で犯罪用の爆弾を製造し、之を試験した結果報告に「赤ン坊の泣声丈けは大きくて驚入り候」とした、これだけでは誰が見ても出産通知位にしか見ないが、一味の者が之を見て大に落胆したと云ふ話である。(中略)「赤ン坊」とは勿論爆弾の事で「泣声」とは爆音であり、「丈け大きく」とは炸裂力が乏しいと云ふことを意味してあるので、要は成績不良であることを暗示して居る。

これは幸徳一派が爆弾作りの中で使用していたという隠語を事例として解説したものであるが、続けて具体的な隠語の構成定型を列挙・解説していく。そこから一部を摘記してみると、様々な方法で作られる隠語の例に赤傍線が引かれている。



「探偵常識」pp.342-343
 寶來正芳著(良栄堂、1931年9月)
 千代田図書館所蔵「内務省委託本」

音節省略型 普通語の音節を省略して隠語化したもので、これには語頭省略型、語頭尾音省略型及語尾省略型の三種ある。

語頭音省略型は例へば紙入を「みいれ」、娘を「すめ」、忍びを「のび」、商売を「ばい」とするが如し。

語頭尾音省略型は例へば人立場を「だち」と云ふが如し。

語尾音省略型は例へば臓物を「ぞう」、下足を「げそ」と云ふが如し。

(中略)

事物形態類似型 之れは事物の形態が他の物の形に似寄つて居るから、之を連想して隠語化したるもので、例へば鋏を「蟹」、煙管を「鉄砲」、燐寸の棒を「坊主」、蓮根を「蜂の巣」、金庫に金の這入つたことを「孕む」と称す、此の種の隠語多し。

事物形態に因る型 之れは事物の形態と或事項が相通ずる点からその語を隠語化したもの、例へば鎌を「三日月」、絞首台を「神楽殿」、刑務所を「寄せ

場」、窃盗する為模様を探ることを「芝居を見に行く」又は窃盗に行くことを「懸取(集金)に行く」と云ふが如し。

(中略)

事物連想に因る型 之れは或物を連想的に他のものに縁故付けて隠語化したもので、例へば墓口を「自雷也」、車を「淀」、紙を「羊」、釜を「五右衛門」、財布を「與市平」、鉄砲を「定九郎」、土蔵を破ることを「娘を口説く」、犬を「姑」、犬を手馴付けることを「姑を口説く」、^マ刑事を「おぢさん」、刑務所行きを「奉公」と云ふが如し。

(341-343 頁)

おわりに

「内務省委託本」には、「探偵」の語の入ったタイトルを持つ本がこの『探偵常識』の他に、雑誌『法律新報』の記者であった安東禾村編著『最近驚異 科学探偵術物語』(磯部甲陽堂、昭和 5 年)と元警視庁警視・恒岡恒による『科学と体験を基礎とせる探偵術』(松華堂、昭和 7 年)がある。どちらも殺人事件などの犯罪捜査を扱っているものの、『探偵常識』にあるような伝書鳩や隠語、暗号にまつわる記述はない。一方で双方とも『探偵常識』と同じく山崎三也によって検閲されたものであるが、安東のものには「支障ナシ」の手書きと参考印・赤傍線が女性の殺人に関する部分でわずかに 2 箇所のみ存在し、恒岡のものに至っては見返しに「参考」と手書きされているだけである。

もし山崎が「探偵術」自体に興味を持って検閲業務に当たっていたのであれば、この 2 冊にも同様に多量の赤傍線が引かれていてしかるべきだが、そうではない。前後して検閲されたこの 2 冊と『探偵常識』にはこのような違いがある。このことから彼の関心が「探偵術」ではなく、隠語や通信手段といった諜報活動に向けられていたと推察したくなるが、それだけで検閲における文中の傍線の意味を断定することは難しい。他の検閲原本の事例からみても、必ずしも検閲の基準に関わる部分にのみ傍線が引かれるとは限らないからである。つまり検閲の実態を検証するためには、具体例を積み重ねないと明らかにならない事項がまだまだ多く残されているのである。

---Written by-----

村山 龍 1984 年生

慶應義塾大学大学院文学研究科後期博士課程在学中

慶應義塾大学通信教育課程 E-スクーリング T A、私立高校非常勤講師

2008 年から内務省委託本の調査・研究に取り組んでいる。

千代田図書館蔵「内務省委託本」のご利用について

- 「内務省委託本」は閉架書庫に保管しており、事前に申請いただければ、どなたでも閲覧・撮影いただけます。
- 検索には、千代田図書館ホームページから「内務省委託本検索システム」、もしくは『千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集』掲載の目録をご利用ください。(OPAC、Web-OPAC には対応していません)
- 詳しくは図書館職員までお問合わせください。

発行: 千代田図書館「内務省委託本」研究会 ※本資料内容の無断転載はご遠慮ください。

お問い合わせ: 千代田図書館・企画「内務省委託本」担当 電話 03-5211-4290